

子ども・子育て支援事業計画の一部変更について

教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保
の内容及びその実施時期【P 37～】

資料 1-4・1-5

◎量の見込みと確保方策における平成30年から31年度の変更

(1) 幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児）

現行の見込み

市内幼稚園（4園）のうち平成28年度に1園、平成29年度に2園が認定こども園へ移行し保育機能を確保できると見込んでいる。

このことに伴い1号認定の定員の減少を見込んでいる。

変更後の見込み

市内幼稚園（4園）のうち平成30年度に1園が認定こども園へ移行します。

平成30年4月1日開設

（仮称）幼保連携型認定こども園 フレンドこども園

幼稚園機能部分 定員 114名

(2) 保育所・認定こども園（2号認定、3～5歳児） 【P 39】

現行の見込み

平成26年度3月現在における3～5歳児の保育所の入所希望児童数の3～5歳児人口に対する割合により、各年度の推計児童人口をから量の見込みを算出した。

提供体制は、定員が見込み量を上回ることから、現行の定員を維持する。

変更後の見込み

平成29年度の保育所の入所希望数を参考に、平成30年度以降の児童数見込み量は、実績を基に変更する。

市内幼稚園で4園のうち、1園が認定こども園として平成30年4月に開設される予定を見込み、3～5歳児の定員を保育機能分の新規分として追加します。

(仮称) 幼保連携型認定こども園 フレンドこども園

保育園機能部分 定員 3～5歳児 各年齢12名定員で合計36名

(3) 保育所・認定こども園・地域型保育事業（3号認定、0～2歳児） 【P41】

現行の見込み

市内幼稚園（4園）のうち平成28年度に幼稚園から認定こども園1園移行化し、小規模保育事業所1施設の新設、平成29年度に2園が認定こども園へ移行及び小規模保育事業所1施設の新設を見込んでいる。

変更後の見込み

平成30年度4月から認定こども園が1園開設される予定を見込み、3～5歳児の定員を保育機能分の新規分として追加します。また、平成27年度に事業所内保育事業所、平成29年度に小規模保育事業所及び家庭的保育事業所が、それぞれ1施設ずつ新設されましたので、平成30年度からの提供体制を実情に合わせた人数に変更します。

○(仮称) 幼保連携型認定こども園 フレンドこども園

保育機能部分 0歳児6名 1～2歳児24名 合計30名

○事業所内保育事業所 わんぱく保育園

0歳児6名 1～2歳児24名 合計30名

○小規模保育事業所 キッズあさひ

0歳児3名 1～2歳児16名 合計19名

○家庭的保育事業所 ひまわりのおうち

0歳児1名 1～2歳児4名 合計5名

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期【P44～】

資料1-2・1-3

◎量の見込みと確保方策における平成30年から31年度の変更

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業の実施か所数

現行の見込み

教育・保育施設や子育て支援事業等、地域及び関係機関との連携、相談等を機能的に行うため、主に子育て応援課の窓口を活用して実施しすることで、1か所見込んでいました。

変更の見込み

平成29年度より、主に妊娠期・出産期の母子保健に関する情報提供や相談から支援につながる事業（母子保健型利用者支援事業）、平成30年度より子育て期を対象として保育所等の入所や子育て支援サービス等の情報提供や相談から支援につながる事業を実施（子育て利用者支援事業）するため2か所に変更します。

(8) 一時預かり事業等 【P48】

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

現行の見込み

幼稚園在園児のうち、1号認定児は年間3.2日利用と又、2号認定の児童については全児童が利用すると見込みます。

変更後の見込み

平成30年度から認定こども園へ移行する1園について1号認定及び2号認定の児童が利用するものと想定し変更します。

(仮称) 幼保連携型認定こども園 フレンドこども園

1号認定 114名 3.2日×114名=365人日

2号認定 36名 36名×250日(毎日利用)=9,000人日

合計 9,365人日